

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月4日
【会社名】	日本ピグメント株式会社
【英訳名】	Nippon Pigment Company Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 加藤 龍巳
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
【電話番号】	03(6362)8801
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理部長 今井 信一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町3丁目20番地
【電話番号】	03(6362)8801
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理部長 今井 信一
【縦覧に供する場所】	日本ピグメント株式会社営業所（大阪） （大阪府中央区道修町一丁目7番10号（扶桑道修町ビル）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第80回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

〔期末配当に関する事項〕

当社普通株式1株につき金5円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社へ移行するため定款を一部変更する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、加藤龍巳、井手讓司、平岡正彦、今井信一の4氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、三輪幸一、鈴木道弘、原田尚知、の3氏を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査役監査等委員である取締役として、鈴木仁氏を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額200万円以内とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40万円以内とする。

第8号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金および甲慰金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

退任取締役武田聡氏、宮本康弘氏、綾義弘氏、鈴木道弘氏および退任監査役植村俊広氏、三輪幸一氏、原田尚知氏、鈴木仁氏、故古内眞也氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、退職慰労金および甲慰金を贈呈する。

および重任された取締役加藤龍巳、井手讓司、平岡正彦、今井信一の4氏に対し、役員退職慰労金制度廃止に伴い退職慰労金を打ち切り支給とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合(%))
第1号議案	11,170	49	0	(注)1	可決(99.56)
第2号議案	11,162	57	0	(注)2	可決(99.49)
第3号議案					
加藤 龍巳氏	11,155	64	0	(注)3	可決(99.43)
井手 謙司氏	11,145	74	0		可決(99.34)
平岡 正彦氏	11,158	61	0		可決(99.46)
今井 信一氏	11,162	57	0		可決(99.49)
第4号議案					
三輪 幸一氏	11,163	56	0	(注)3	可決(99.50)
鈴木 道弘氏	11,134	85	0		可決(99.24)
原田 尚知氏	11,155	64	0		可決(99.43)
第5号議案					
鈴木 仁氏	11,141	78	0	(注)3	可決(99.30)
第6号議案	11,112	107	0	(注)1	可決(99.05)
第7号議案	11,107	112	0	(注)1	可決(99.00)
第8号議案	11,088	131	0	(注)1	可決(98.83)

(注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席、および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席、および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までに事前行使された議決権の数および本株主総会当日に出席した株主のうち各議案に対する意思表示の内容が確認できた一部の株主の行使した議決権の数を合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したことが確認できたため、それ以上詳細な集計はしておらず、その結果、賛成、反対および棄権の議決権の数に、本株主総会当日に出席した株主のうち、各議案に対する意思表示の内容を確認できていない株主の議決権の数は加算しておりません。